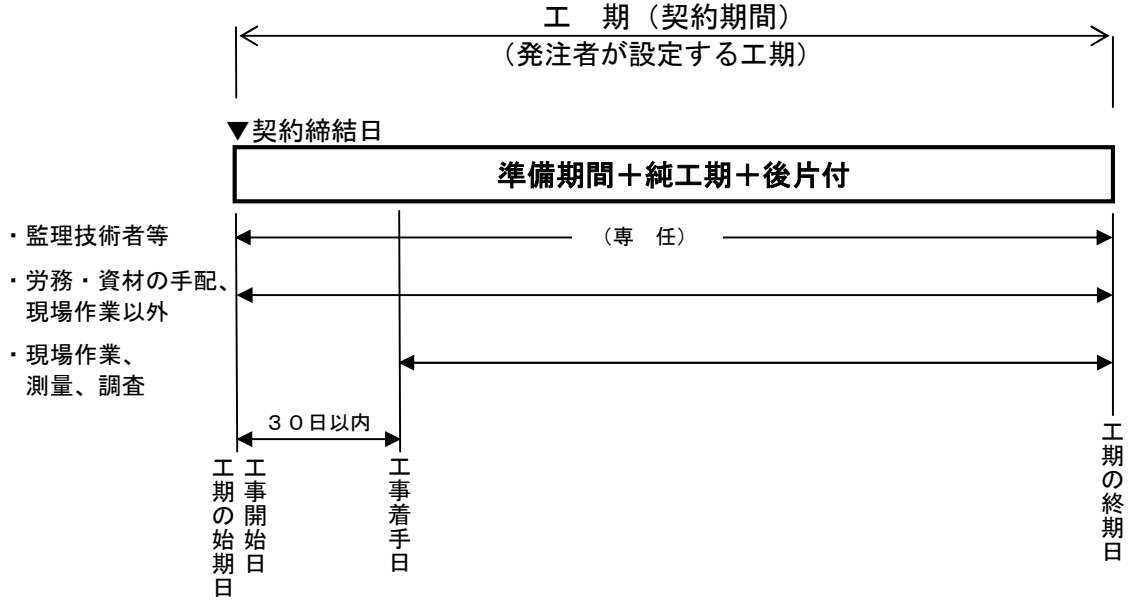


土木工事における工期の考え方

【従来の工事】

※仕様書に定める場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事着手しなければならない。



※現場作業：現場事務所設置、現場へ資材搬入等

【事前準備期間の対象工事】

※工事開始日を工期の始期とみなして運用するもの。

※工事開始日までは監理技術者等の配置は要しない。

※仕様書に定める場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事着手しなければならない。

